

論点取りまとめに関する意見

2014.5.29

宍戸 常寿（東京大学）

1 「基本的考え方」（資料4-1）について

○法律事項を政令等に委任する場合には、法律による委任の限界が問題となる
ところ、法律の文言に加えて委任の趣旨が重視されることからすれば（最判平
成 25・1・11 民集 67 卷 1 号 1 頁〔省令による医薬品ネット販売規制〕等を参照）、
委任の趣旨（プライバシーの保護と利活用の促進のバランス、技術・サービ
スの多様性・可変性）を当該授權規定及び個人情報保護法の目的規定・理念規定
等において明確化することを検討すべきである（2（5）参照）。

2 「論点整理表」（資料4-2）について

（1）1 頁について

○番号法 40 条を前提にする限り、専門的知見の確保を理由として、委員の増員
が必要とすることは理解できる。しかし、業務量を理由とする増員は、第三者
機関による紛争処理のための部会制が想定されていない以上不必要であり、か
えって迅速な意思決定を妨げることを通じて委員会の業務を繁雑なものとする
可能性があることにも留意すべきである。委員の増員に必ずしも反対しないが、
専門委員制度の活用に加え、事務局・予算等の充実を優先すべきである。なお、
中央労働委員会（45 名）・運輸安全委員会（13 名）を除けば、独立行政委員会
の構成員は 7 名以内が通例である。

○独立行政委員会の委員の要件について、欠格事由は厳格に定められるが、積
極的要件は「人格が高潔で識見の高い者」ないし「学識経験のある者」等より
も具体的に定めない方が通例である。なお、両院同意人事について「考慮しな
ければならない。」とする立法例としては、日本放送協会の経営委員がある（放
送法 31 条）。

（2）3 頁について

○加工方法について、自主規制によるルールメイクが望ましいとの点に賛成す
る。併せて、①事業者が希望する場合には、第三者機関等が事前相談で当該加
工方法の適切性を判断する、②自主規制団体が認定・審査した加工方法につ
いては、第三者機関等が法執行を行わないものとする等により、当該自主規制に
事実上または法上の効果を付与する仕組み（共同規制）も検討すべきである。

○行政機関及び独立行政法人における、個人の特定可能性を低減した場合の扱いについては、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法等における個人情報の定義の違いにも留意すべきである。

(3) 4頁について

○国際的なルール作りへの参加について、第三者機関と在外公館等との情報共有・連携等の必要性についても留意すべきである。

(4) 9頁について

○学術研究の用に供する目的での個人情報の取扱い一般について、現行法の適用除外規定を削除することに反対する。むしろ、個人情報取扱事業者が、一定水準の安全管理措置を講じたと認められる研究機関に対して個人情報を提供する行為は、義務違反に当たらない旨を明確化することを検討すべきである。

(5) 10頁について

○プライバシーの保護と利活用の促進の理念を何らかの形で改正法に明記することに賛成する（1参照）。

○現行法の個人情報の範囲について、解釈による明確化に加えて、政省令・規則による明確化も検討すべきである。

(6) 12頁について

○機微情報について、個人の人格的自律と法の下での平等の理念を踏まえつつ、具体的かつ謙抑的に定義することを検討すべきである。なお社会的身分については、「人が社会において一時的ではなく占めている地位で、自分の力ではそれから脱却できず、それについて事実上ある種の社会的評価が伴っているもの」等と解されている点に留意すべきである。

(7) 16頁について

○報道分野について、OECDガイドライン改定（2013年）で表現の自由への配慮が明記されたことも踏まえ、現行法における適用除外規定（50条）を維持し、また第三者機関の設置後も権限不行使規定（35条）を維持することを、確認すべきである。

以上